

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
12月14日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………
- 山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(ふちうまやまぐち推進課)……………
- 告示  
保安林指定の解除(長門市)(森林整備課)……………
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………
- 公告  
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第九十二号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項第一号中(67)を(68)とし、(62)から(66)までを(63)から(67)までとし、同号(61)中

「(52)から(54)」を「(53)から(55)」に改め、同号中(61)を(62)とし、(49)から(60)までを(50)から(61)までとし、同号(48)中「(46)及び(47)」を「(47)及び(48)」に改め、同号中(48)を(49)とし、(44)から(47)までを(45)から(48)までとし、(43)の次に次のように加える。

(44) 法第四十二条第二項において準用する法第三十七条第四項の規定による法第四十二条第一項の申請を受けること。

この規則は、公布の日から施行する。

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第九十三号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十二条」を「第十九条」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条に規定する資金 十二年以内

第五条第三項及び第六条第二項中「第五号及び第八号」を「第六号及び第九号」に改める。

第九条第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第五条第一項第八号」を「第五条第一項第九号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第八号」に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十七条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第五条第一項第五号に掲げる資金にあつては、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し  
別記第一号様式の添付書類中9を10とし、8を9とし、同添付書類7中「（注）」等における木材の利用の促進に関する法律第12条」や「（注）」等の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第19条」に、「第10条第1項」を「第17条第1項」に改め、「同添付書類中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第6条に規定する資金にあつては、同法第14条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
長門市三隅上字四ノ瀬一〇八五九の一・字鍋割一〇八六〇の一・一〇八八〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 防府停車場向島線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
防府市大字新田字下南町二六〇の四 地先から 同市 同大字 同字二六〇の一地先 まで	旧	最狭 二一・二〇	最狭 二一・二〇 最狭 二〇・二〇 最狭 一九・〇九	八四・七	
	新	最狭 二〇・二〇			

道路の種類 県道

路線名 西岐波吉見線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字西岐波字道本六三二四の 一地先から 同市 同大字 同字一五四の六地 先まで	旧	最狭 四七・一	最狭 四七・一 最狭 四五・八	三〇・六	道路改良工事の 完了による。
	新	最狭 三七・一			

山口県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 西岐波吉見線	宇部市大字西岐波字道本六三二四の一地先から 同市同大字 同字一五四の六地先まで	令和三年十二月十 五日



(二五八) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成三十年四月一日から 令和三年二月八日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊北町大字北宇賀の一部
萩 市	平成三十年四月一日から 令和二年十二月六日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大井の一部
〃	平成三十一年四月一日から 令和二年十二月六日まで	〃	〃

二 認証年月日

令和三年十二月十四日

(二五九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字河内字下小野
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府吹田市春日三丁目二〇番八号  
グリーンライフ株式会社

令和三年十二月十四日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁